明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境一）　一
○道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（国土交通五）　三

〔告示〕
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（経済産業・国土交通・環境一）　三
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通四三）　八
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同四四）　一四

〔官庁報告〕
財政
平成二十六年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（総務省）　二〇

産業
日本工業規格（経済産業省）　二四

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、特定計量器型式承認関係　四一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四三
四九

省令

○経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第五条並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省
国土交通省令第一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三　特定原動機は、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に関し主務大臣が告示で定める基準に適合するブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）を備えていること。